観光客受入施設整備促進補助金交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成１８年薩摩川内市条例第４０号。以下「条例」という。）及び薩摩川内市補助金等交付規則（平成１６年薩摩川内市規則第６７号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき実施する、薩摩川内市経済シティセールス部関係補助金等交付要綱（平成２４年薩摩川内市告示第２０４号）第２条の表に掲げる観光客受入施設整備促進補助金（以下「補助金」という）に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第２条　補助金に係る補助事業等は、申請者が次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

（１）　市内に宿泊施設又は観光誘客施設を有する民間の企業又は個人事業主であること

（２）　旅行会社等と斡旋契約等をしている、又は契約等の予定があるものであること

（３）　市税等の滞納者でないこと

（補助金の交付対象地域）

第３条　補助金の交付対象地域は、次の各号に定める地域とする。

（１）　本土地域　川内地域の一部、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町（川内地域の対象地域

は、平佐東、水引、峰山、滄浪、寄田、八幡、城上、吉川、陽成、湯田、西方

とし、隈之城、川内、平佐西、可愛、亀山、育英、永利、高来を除く。）

（２）　甑島地域　里町、上甑町、下甑町、鹿島町

（補助金の額）

第４条　補助金の額は対象となる事業費の５０パーセントとし、最高限度額を１００万円とする。

（１）　本補助金の額は、補助金交付決定通知の金額を交付の上限とする。

（２）　過去に本制度を利用し補助を受けた者は、補助額が１００万円に達するまで補助を

受けることが出来る。申請の回数は１事業者３回までとする。

（３）　国・県等他の補助金等制度と併用する場合は、補助金の交付額を調整することがある。

（補助対象経費）

第５条　補助金は、次に掲げる事業のうち、２０万円以上のものとする。

（１）　民宿、旅館、ホテル、土産品店、飲食業等の家屋の建築、購入、増改築及び改修（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項及び第５項に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業の用に供する設備を有する施設を除く。）

（２）　観光業の用に供するための設備等の整備

（３）　前２号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、前条の事業に着手する前に、規則に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる申請者の区分に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者の区分 | 必　　要　　書　　類 |
| １．企業 | ①　登記事項証明書②　滞納のない証明書③　定款又はこれらに類するもの④　交付申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、損益計算書、貸借対照表、財産目録、その他これらに準ずる書類⑤　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 |
| ２．個人事業主 | ①　住民票謄本②　滞納のない証明書③　所得証明書④　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 |
| ３．共通 | ①　旅行会社等との斡旋契約書等の写し |

（交付の基準）

第７条　補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

（１）　当該補助事業等が第２条の要件を満たさない場合

（２）　前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（補助金の返還等）

第８条　市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（１）　事業者が補助金の交付を受けた日から５年以内に業務を休止し、又は変更し、目的を達成しないと認めたとき

（２）　他の補助金等制度との併用において、重複して補助金の交付を受けていたとき

（３）　市長に提出した書類に虚偽の記載があったとき

２　前項の規定にかかわらず、市長は補助金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由があ

ると認める場合は、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

（実績報告）

第９条　補助金の実績報告に係る規則第１５条第３号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　補助事業等の公益性、必要性、効果等について補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

（２）　前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（３）　市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の交付を受けた日から５年間、事業に関する報告を求め、又は書類を提出させることができる

（効果の測定）

第10条　補助金の効果（条例第４条第２項第１号の効果をいう。）は、観光客の受入人数によって測定するものとする。

　（補助事業者等の責務）

第11条　補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第12条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、観光文化スポーツ対策監が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成２７年　４月　１日から施行する。

２　この要領は、平成３０年　４月　１日から施行する。

３　この要領は、令和　２年　４月　１日から施行する。

４　この要領は、令和　４年　４月　１日から施行する。

５　この要領は、令和　５年　４月　１日から施行する。